

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発				
1	男女共同参画の視点に基づいた広報・情報発信	広報・魅力発信課、人権・男女共同参画課	「男女共同参画の視点による広報チェックリスト」や「長岡市ソーシャルメディア活用ガイドライン」を活用して庁内の意識啓発を継続的に行之、適切な表現による広報・情報発信を進めます。	事業1では情報発信に関する啓発を行い、2では市が発信する情報のチェックを行ってきた。しかし、意識調査結果からは、SNS等の情報発信方法の新規開発や各担当部署のSNSおよびWEBを活用した情報発信への支援を通じて、若者世代への積極的な啓発活動を展開することが求められている。 そのため、従来の事業1と2とを再編成して、情報発信方法の新規開発と活用を担当する事業と、従来のメディアリテラシー啓発事業とチェック事業とに分離する必要があるだろう。事業1は情報発信方法の新規開発と活用、および各担当部署への新技術の支援に特化してはどうか。
2	メディア・リテラシー(情報読解能力)の学習機会提供	人権・男女共同参画課	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	事業1では情報発信に関する啓発を行い、2では市が発信する情報のチェックを行ってきた。しかし、意識調査結果からは、SNS等の情報発信方法の新規開発や各担当部署のSNSおよびWEBを活用した情報発信への支援を通じて、若者世代への積極的な啓発活動を展開することが求められている。 そのため、従来の事業1と2とを再編成して、情報発信方法の新規開発と活用を担当する事業と、従来のメディアリテラシー啓発事業とチェック事業とに分離する必要があるだろう。事業2は、従来の事業1で行われてきた「長岡市ソーシャルメディア活用ガイドライン」の啓発と、従来の事業2で行われてきた市が発信する情報のチェックを受け持つことにしてはどうか。
3	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	人権・男女共同参画課	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	「ウィルながおか」の事業の全体像が認知されていないと思われるので、意識啓発事業だけでなく、意識啓発とともに、「ウィルながおか」の活動を知らせることが必要。
4	家庭教育活動事業	子ども政策課	性別にかかわらず、社会の多様な変化に対応できるように、家庭における教育力を高めるための意識啓発を図ります。	講演会・講座資料に、男女共同参画や長岡市の取組、相談窓口等を紹介すること。 講座を単発の啓発にとどめず、市の施策や相談窓口の周知につなげるためである。講座事業と相談・啓発事業を有機的に結び付け、参加者の理解促進と必要な支援への接続を図る必要がある。
新規 1		子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課	親子やパートナーで話し合うための支援①中高生や若者が性・体・心に関する悩みを無料で相談できる「ユースクリニック」を定期的に開設する。カップルなどに利用してもらい、話し合うことの重要性を説く。	パートナー同士が話し合えるようになるための支援として、中高生・若者のための対策が新規に必要である。 女性が自ら望む活躍を実現するためには、家庭内における家事・育児の適切な分担が不可欠である。しかし、意識調査では家事・育児の分担が十分でないと感じる人が一定数いることから、若い世代のうちからパートナー間で対等に話し合い、役割分担を考える力を育むことを目的とする。
新規 2		子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課	親子やパートナーで話し合うための支援②親子の話し合いを既存事業No.4「親も育つ子育てセミナー」のメニューとする、など	親子が話し合えるようになるための支援として、親子の話し合いを既存事業No.4「親も育つ子育てセミナー」のメニューに組み込み、対話を促す取組が必要である。 女性が自ら望む活躍を実現するためには、家庭内における家事・育児の分担について家族間で話し合える環境づくりが重要である。家事・育児の分担が十分でないと感じる人が一定数いることから、親子間の対話を通じて固定的な性別役割分担意識の解消や相互理解を促し、将来の対等なパートナーシップの形成につなげることを目的とする。
5	地域人材教育活動事業	中央公民館	性別にかかわらず、多様な生き方を選択できるように、実践力を備えた地域リーダー育成のための地域学びコーディネーター講座などを開催し、意識啓発を図り地域に浸透させます。	地域リーダーは男女共同参画の視点を持った人材である必要がある。そのためには、この講座が、市で展開されている他の講座やまちなかキャンパス長岡、あるいは市内の4大学1高专での男女共同参画に関連する講義などとも連携を図っていくことが望ましい。受講者が地域のコミセンから推薦された方々であったとしても、そうした方々に市の男女共同参画事業を担う人材として活動していただくなくてはならない。この講座を単独の事業としてではなく、市の男女共同参画に関わる諸事業の一環として展開されることを期待したい。
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (2) 学校などにおける男女平等教育の推進				
6	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学校教育課	児童生徒の発達段階に応じて、性別・性差にかかわらず人権を尊重することの意識を高めるとともに、学校教育全体を通して男女の平等や相互理解・協力についての指導の充実を図ります。	生徒と教員、園児とその保護者、保育士のそれぞれ男女共同参画の学びについて、単独で事業を考えないこと。一回学んだから、一回教えたから、それで充分だとは考えないで、何度も何度も学びを繰り返していかないと、無意識のバイアスを廃絶することはできない。また児童・生徒に教える過程でまた大人の側も学びを深めることができるよう、それぞれの学習機会を、関連づけて連携させ、全体として一貫した教育効果が出るように進めること。
7	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修	学校教育課	校内研修等の機会において、性別・性差にかかわらず人権を尊重することの意識を高めるとともに、男女の平等や相互理解・協力について教職員が正しい認識を持てるように意識啓発を行います。	生徒と教員、園児とその保護者、保育士のそれぞれ男女共同参画の学びについて、単独で事業を考えないこと。一回学んだから、一回教えたから、それで充分だとは考えないで、何度も何度も学びを繰り返していかないと、無意識のバイアスを廃絶することはできない。また児童・生徒に教える過程でまた大人の側も学びを深めることができるよう、それぞれの学習機会を、関連づけて連携させ、全体として一貫した教育効果が出るように進めること。

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
8	幼児への男女共同参画教育	保育課	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員のジェンダー平等に関する意識啓発を外部講師からの園内研修などで高め、子どもたちが性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重できる教育に取り組んでいきます。	生徒と教員、園児とその保護者、保育士のそれぞれ男女共同参画の学びについて、単独で事業を考えないこと。一回学んだから、一回教えたから、それで充分だとは思えないで、何度も何度も学びを繰り返していかないと、無意識のバイアスを廃絶することはできない。また児童・生徒に教える過程でまた大人の側も学びを深めることができるよう、それぞれの学習機会を、関連づけて連携させ、全体として一貫した教育効果が出るように進めること。
9	幼稚園・保育園・こども園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保育課	保護者を対象に、男女がともに育児参加する意識啓発を幼児家庭教育講座や園における行事を通して行います。	生徒と教員、園児とその保護者、保育士のそれぞれ男女共同参画の学びについて、単独で事業を考えないこと。一回学んだから、一回教えたから、それで充分だとは思えないで、何度も何度も学びを繰り返していかないと、無意識のバイアスを廃絶することはできない。また児童・生徒に教える過程でまた大人の側も学びを深めることができるよう、それぞれの学習機会を、関連づけて連携させ、全体として一貫した教育効果が出るように進めること。
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (3) 審議会などへの女性の参画推進				
10	政策方針決定過程への女性参画割合向上	人権・男女共同参画課	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	・全庁への働きかけの方法についても一層の工夫が必要。 ・審議会等の委員が宛て職で決まっている場合、選出母体への働きかけをさらに強化する。 ・なぜ女性登用率を高めなくてはならないのかを積極的に市役所内外に向かって広報する必要がある。
11	女性管理職員の登用率の向上	人事課	特定事業主行動計画に基づき、研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、係長や課長補佐への登用を着実に推進します。	・キャリア形成支援には、女性職員への研修に加えて、女性を管理職につきにくくしている庁内の制度・慣行を変え、各家庭の抱える問題を克服できるような具体的なサポートをする必要がある。 ・管理職にしり込みする女性職員の自己肯定感・自尊感情を高めるための施策が必要
12	コミュニティでの女性の参画促進	市民協働課	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、地域のコミュニティ推進組織の委員等の選出時に、意識啓発を図ります。	・コミュニティー内に残存している女性を忌避する傾向をなくすよう働きかける必要がある。 ・個々の女性への研修や啓発に加えて、女性をコミュニティーでの活動から遠ざけてしまうような慣行や各家庭の抱える問題を克服するためのサポートが必要。 ・意思決定への参画にしり込みする女性の自己肯定感・自尊感情を高めるための施策が必要
13	防災分野での女性の参画促進	危機管理防災本部	防災会議の女性委員の割合を増やす取組みを行います。	充て職問題への取りくみを強化する。
14	農業分野での女性の参画促進	農水産政策課	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取組みを行います。	・意識啓発のためには、その背後にあるルールや仕組みを変える必要がある。たとえば、女性登用率の目標設定をすることで現実の仕組みを変えていくことになるだろう。 ・背後には家族内での女性の従属的な役割を前提とした農業形態がある。これを改変するためには、女性の経済的な自立を促すための具体的な支援や配慮、経済的な援助も必要。 ・女性の相対的な貧困への対策も不可欠。
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (4) 企業・団体などでの女性の参画推進				
15	女性管理職登用の推進【女性活躍】	人材・働き方政策課、人権・男女共同参画課	企業における女性登用の必要性や、そのための環境づくり、意識啓発を行います。働く女性を対象としてエンパワメントセミナー等の意識啓発を行います。	・企業で働く女性に対する啓発とは別建てで、企業や事業所に対する啓発も必要 ・啓発だけでは単なる理念の強制になる。理念を実現できないのは労働する側にも企業側にもそれ相応の物理的・経済的原因があるからで、この原因除去のための具体的な対策と一体化した意識啓発である必要がある。
16	雇用の場におけるダイバーシティの推進【女性活躍】	人材・働き方政策課	個々の事業に応じた多様な働き方を実現するために、事業主や労働者に意識啓発を行います。	・企業で働く女性に対する啓発とは別建てで、企業や事業所に対する啓発も必要 ・啓発だけでは単なる理念の強制になる。理念を実現できないのは労働する側にも企業側にもそれ相応の物理的・経済的原因があるからで、この原因除去のための具体的な対策と一体化した意識啓発である必要がある。

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (5) 農林水産業分野での女性の参画推進				
17	女性農業者向け研修会の開催支援【女性活躍】	農水産政策課	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	・学んだことを生かせるような経営形態を作る援助もしなくては、学びは実現できない。ただの研修や視察に終わらない具体的な支援が必要
18	家族経営協定の締結促進【女性活躍】	農水産政策課	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	・背後には家族内での女性の従属的な役割を前提とした農業形態がある。これを改変するためには、女性の経済的な自立を促すための具体的な支援や配慮、経済的な援助も必要。 ・女性の相対的な貧困への対策も不可欠。 ・家族経営協定締結とともに、協定締結後の実態を調査して、協定の形骸化を防ぐ必要がある。
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (6) 防災活動への女性の参画推進				
19	女性消防団員の育成	消防本部総務課	女性消防団員を積極的に採用するとともに、訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防活動において女性消防団員の存在は重要であることから、目標値(女性消防団員の割合等)を設定し、引き続き女性消防団員の確保及び意識の向上に努める必要があります。
20	女性の視点を取り入れた防災活動の推進	危機管理防災本部、子ども政策課、人権・男女共同参画課	子育て世代向けの防災講座や、女性をはじめ幅広い住民が関心を持ちやすい災害食講座などを地域で実施し、防災活動への女性の参加を促します。	災害時には女性や子ども、高齢者に大きな影響が及ぶことから、これらの視点を踏まえた防災対策の充実が重要です。防災活動への女性の参画は不可欠であり、本事業は引き続き推進するとともに、実効性のある講座や訓練の充実を図る必要があります。
21	男女のニーズの違いに配慮した避難所環境の整備	危機管理防災本部、子ども政策課、人権・男女共同参画課	避難所運営マニュアルへ男女共同参画の視点からの配慮事項を充実させるほか、男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の整備を進め、誰もが安心して過ごせる避難所環境を整備する。	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの充実及び性別によるニーズの違いに配慮した備蓄品整備は重要であるため、引き続き取組を推進されたい。
I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する (7) 男女の生涯を通じた健康支援				
22	ながおかヘルシープラン21の推進	健康増進課	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組み健康寿命の延伸を目指します。また、本市の自殺死亡率は国や県の平均を上回って推移していることから、「誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ」の実現を目指し、自殺対策に取り組めます。	病児保育については、保育分野だけでなく子どもの健康支援の観点からも重要な取組であることから、健康増進課を含む関係課が連携してニーズ把握や制度周知、施策検討を行う仕組みを検討されたい。また、長岡ヘルシープラン21への位置付けについても検討されたい。
23	子宮頸がん・乳がん検診	健康増進課	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	子宮頸がん・乳がん検診について、仕事や家庭の事情などにより女性が検診を受けにくい状況があることを踏まえるとともに、女性本人だけでなく、家族や職場を含めた周囲の理解が十分に得られているか、特に男性に対しても分かりやすく伝わっているかという観点から見直す。
24	妊娠・出産期における健康支援	こども家庭センター	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付します。妊娠届を提出した妊婦に産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。 宿泊型産後ケア、ままりら(産婦相談)等により産婦の心身のケア等を行います。	妊娠・出産期の女性の健康を支援するためには、医療上の支援だけでなく、妊娠・出産のもう一方の当事者である男性に父親になる自覚を促し、女性の健康を支える責任があることを自覚させなくてはならない。このための意識啓発が欠けている。
25	思春期・青少年相談	学校教育課	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、不登校、いじめ、対人関係、学習の問題、心身の障害、家庭における養育、就労や社会生活、性的指向及び性自認に関することなどの相談を受け付け、関係機関と連携して対応します。	相談を受け付けていることが十分市民に伝わっているかどうかを見直す。必要なら一層の広報活動を行う。問題を抱えている子供たちに、相談窓口があることを知らせ、家庭・学校・周囲の大人が相談につなぐ役割を果たせるよう、また性別による相談のしにくさに配慮した導線になっているかという観点から、現状の仕組みを見直す。
新規 3		長寿はつつ課、人権・男女共同参画課	育児・介護支援等公的サービスの充実とその情報の提供・また育児・介護支援等公的サービスを提供する事業者の育成・支援	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには育児・介護支援等の公的サービスを充実させることが必要だが、そのためには(1)サービス自体だけでなく、(2)育児・介護支援等の情報を提供するとともに、(3)サービスを提供する事業者を育成・支援することが不可欠:1-2-①

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
Ⅱ あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】 (8)多様な活躍につながる機会の提供と情報の発信				
31	多様な活躍に繋がる学びや体験の機会の提供【女性活躍】	人権・男女共同参画課	女性の活躍の場を広げるため、地域活動、起業、政治、市民活動など、様々な分野について学び、体験する機会を提供します。	実施に当たっては、講座の開催が市の男女平等にかかわる施策と連携していること、また学びの場と相談窓口とをつなぐことが重要であることを考慮すること
32	多様な活躍に向けた啓発・情報提供【女性活躍】	人権・男女共同参画課	女性の活躍に関する情報を広く発信するとともに、必要性について啓発を行います。	情報を発信するだけでなく、その情報をもとに活躍を始めた女性をサポートする制度や取り組み、相談窓口とをつなげられるような展開を行う。
33	就職・再就職支援【女性活躍】	人権・男女共同参画課、人材・働き方政策課	子育て世代などを中心に、就職や再就職を支援する機会を充実させます。	意識啓発と支援事業が個別に実施されているだけでは十分な効果が見込まれないため、啓発で得た関心を具体的な支援の利用につなげる観点から、両者を連携させた取組を検討されたい。
34	起業・創業支援【女性活躍】	産業イノベーション課	起業・創業が多様な働き方の一つであるとの認識を広めるとともに、起業・創業に必要な知識やノウハウを習得する機会を提供します。	コミュニティの形成のみでは実効性が十分とは言えないため、参加者の事業規模拡大や成長につながる具体的な支援(販路開拓支援、専門家による支援等)と結びつける取組を検討されたい。
Ⅱ あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり				
35	ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍】	人材・働き方政策課、人権・男女共同参画課	仕事と生活の調和を実現するため、事業主や市民などに意識啓発を行います。 また、行政だけでなく、関係機関との連携体制を活かしながら、取組みを進めます。	意識啓発と支援事業が個別に実施されているだけでは十分な効果が見込まれないため、啓発で得た関心を具体的な支援の利用につなげる観点から、両者を連携させた取組を検討されたい。
36	働きやすい職場環境推進事業【女性活躍】	人材・働き方政策課	働きやすい職場環境を整備し、誰もがいきいきと働けるよう、働き方改革相談員の企業訪問、テレワーク推進に向けた企業向けセミナーの開催、社会保険労務士による勉強会や社内研修会を行い、働き方改革を推進します。	働き方改革相談員事業については、意識啓発にとどまらず、企業の具体的な取組につながるよう支援内容の強化を図るとともに、啓発とコンサルティング等の具体支援事業を連携させた取組とする必要がある。 また、市内の中小企業が働き方改革や育児・介護との両立支援を進めるためには、企業内の取組だけでなく、大企業等との取引における「しわ寄せ」を防止し、経営基盤の安定を図る視点も重要である。このため、コンサルティング支援においては、サプライチェーン全体での付加価値の適正な分配を目指す「パートナーシップ構築宣言」の推進や、カスタマー・ハラスメント対策等への支援を含め、取引の適正化と一体となった働き方改革を推進する視点を取り入れる必要がある。
37	ハッピー・パートナー企業登録促進【女性活躍】	人権・男女共同参画課、人材・働き方政策課、契約検査課	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	ハッピー・パートナー企業登録が有名無実化している。ハッピー・パートナー企業登録後にも登録時の状況がさらに改善されているかをチェックする仕組みを作る。入札参加資格審査で有利に働くようにすることのみが目的で登録したけれど、実際には何もしていないという企業をなくすこと。
38	男女の介護・育児と仕事の両立支援【女性活躍】	人材・働き方政策課	仕事と育児・介護など、家庭での役割を男女が共に担いながら、やりがいを持って働き続けられる職場環境の整備支援を行います。また、子育て世代向けの就職説明会など、ライフステージに合わせた企業説明会を開催します。	働き方改革相談員事業については、意識啓発にとどまらず、企業の具体的な取組につながるよう支援内容の強化を図るとともに、啓発とコンサルティング等の具体支援事業を連携させた取組とする必要がある。 また、市内の中小企業が働き方改革や育児・介護との両立支援を進めるためには、企業内の取組だけでなく、大企業等との取引における「しわ寄せ」を防止し、経営基盤の安定を図る視点も重要である。このため、コンサルティング支援においては、サプライチェーン全体での付加価値の適正な分配を目指す「パートナーシップ構築宣言」の推進や、カスタマー・ハラスメント対策等への支援を含め、取引の適正化と一体となった働き方改革を推進する視点を取り入れる必要がある。
39	相談機能の充実【女性活躍】	人権・男女共同参画課	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて、相談会など、相談できる機会を充実させます。	支援事業と相談についての広報活動をさらに充実させること

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
Ⅱ あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】				
(10) 地域・社会活動における男女共同参画推進				
40	コミュニティ推進事業【女性活躍】	市民協働課、人権・男女共同参画課	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、男女共同参画に関連する事業として、コミュニティセンター主催事業や、地域や町内会における意思決定過程への女性の参画を促進する啓発講座を実施します。	男女共同参画の推進には、女性の参画促進に加え、男性の意識向上を図る取組が不可欠である。男女の平等に関する認識に差が見られる現状を踏まえ、男性の当事者意識を高めるための講座や啓発事業を検討されたい。 また、男性が実際に家庭や地域活動に参画できるようにするためには、意識啓発に加え、長時間労働の是正や年次有給休暇・育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職場環境の整備も重要であることから、事業№35等と連携した取組を進める必要がある。
41	まちなかキャンパス長岡運営事業【女性活躍】	ミライエ長岡企画推進室	市内4大学1高専と長岡市の協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じ、世代や性別に関わらず誰もが学べる講座や事業を実施します。なかでも女性が参加しやすい形式(オンラインやサテライト開催等)の講座を開催するなど、女性の学びの機会を増やすよう努めます。	「社会全体の男女の地位が平等であると思う人」の割合の向上に向けては、市内の高等教育機関との連携を活かし、「まちなかキャンパス長岡」において男女共同参画の推進に資する講座の企画・実施に取り組むことが重要である。 このため、まちなかキャンパス長岡の所管課、人権・男女共同参画課及び市内大学・高専が連携し、企画段階から共同で講座内容を検討するなど、実効性のある連携体制のもとで具体的な講座運営について検討されたい。 事業№41を改めて、次のような事業を検討されたい。 ●事業名案:高等教育機関と連携した男女共同参画推進事業 ●推進課案:高等教育機関、ミライエ長岡企画推進室、人権・男女共同参画課 ●内容案:市内の大学・高専とまちなかキャンパス長岡が連携し、男女共同参画の推進に資する講座の企画・実施を行う。
Ⅱ あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】				
(11) 子育て支援体制の整備・充実				
42	育児と仕事の両立支援【女性活躍】	人事課	特定事業主行動計画に基づき、子の出生が見込まれる職員を把握し、対象職員に対して育児休業等の取得を勧奨するとともに、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成・職場づくりを進めます。	育休の取得促進以外にも仕事と育児の両立を援助する具体的な方策を考える必要がある。制度を作って利用促進を促すだけでなく、意識啓発事業と相談窓口と支援制度をつなぐ仕組みを作る等。
43	ファミリー・サポート・センター事業【女性活躍】	子ども政策課	「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	会員養成講習会についての情報を広報誌と連携させたり、講習会の成果を広報誌にフィードバックさせたりといった、広報と講習会開催との有機的な組み立てを構築して、更なる利用促進を図る必要がある。
44	子育て家庭からの相談に対する支援の充実【女性活躍】	こども家庭センター	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や相談対応をします。気軽に相談できるように、子育ての駅において子育てコンシェルジュが相談対応をします。 また、子ども家庭センターにおいて、子育てや発達などの相談対応を行います。	相談体制の充実に加え、調査結果から女性の相対的貧困への不安が見られることを踏まえ、子育て世帯に対する経済的支援についても検討する必要がある。また、訪問等で把握した悩みやニーズを施策に反映させる取組を行うことが重要である。
45	子育ての駅の運営【女性活躍】	子ども政策課	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	右の下線部が重要:相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
46	男性の育児に対する支援の充実【女性活躍】	こども家庭センター	男性の育児参画を推進するため、妊婦とパートナーと一緒に妊娠・出産育児について学ぶ講座の開催や男性の育児相談窓口の開設、男性が参加しやすい育児講座を開催します。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
47	児童クラブの充実【女性活躍】	子ども政策課	児童の健全な育成と放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、子どもの安全・安心な居場所の確保とともに、保護者の子育て負担の軽減や仕事と家庭の両立を支え、誰もが希望する働き方や生き方を実現できる環境づくりにつながることから、子ども政策課だけでなく、こども家庭センター、人権・男女共同参画課等の関係課が連携し、拡充・充実を検討されたい。 また、施設やサービスの拡充に当たっては、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境を継続的に確保するため、現場で働く支援員の人材確保や処遇改善、労働環境の向上など、「質の確保」に向けた支援策についても、関係課が連携して検討する必要がある。 事業No.47を改めて、次のような事業を検討されたい。 ●事業名案:児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の拡充、支援 ●推進課案:子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課 ●内容案:児童の健全な育成と放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するとともに、保護者の子育て負担の軽減や仕事と家庭の両立を支援するため、地域コミュニティ推進組織や学校、関係機関と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備を進めるとともに、大規模児童クラブの解消に取り組む。
48	母子保健推進員活動【女性活躍】	こども家庭センター	各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てができるよう支援します。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
49	保育園併設地域子育て支援センター等の運営【女性活躍】	保育課	子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・支援や、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
50	多様なニーズに応じた保育の実施【女性活躍】	保育課	就労形態の多様化等に対応し、子育てと仕事の両立を支えるため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などニーズに応じた各種保育サービスを実施します。	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには、病児・病後児保育事業の強化が強く求められており、事業の拡充・支援を図るよう検討されたい。:1-2-①c。 下記新規8を参照のこと
新規 4		保育課、子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課	育児・介護支援等公的サービスの充実とその情報の提供・また育児・介護支援等公的サービスを提供する事業者の育成・支援	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには育児・介護支援等の公的サービスを充実させることが必要だが、そのためには(1)サービス自体だけでなく、(2)育児・介護支援等の情報を提供するとともに、(3)サービスを提供する事業者を育成・支援することが不可欠:1-2-①
新規 5		保育課、子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課	子ども食堂への支援	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには、子ども食堂への支援が必要であるが、従前の計画には明文化されていなかったので、新規事業として明確にすべき:1-2-①a
新規 6		保育課、子ども政策課、こども家庭センター、人権・男女共同参画課	病児・病後児保育事業の拡充、支援	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには、病児・病後児保育事業の拡充、支援が必要であるが、従前の計画には明文化されていなかったので、新規事業として明確にすべき:1-2-①c
II あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】 (12) 介護支援体制の整備・充実				
51	高齢者や介護者の相談窓口の運営【女性活躍】	長寿はつらつ課	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	事業の遂行に当たっては、介護予防が本人の要介護化の防止・遅延に資するのみならず、家族介護者の負担軽減にも寄与する点を踏まえるべきである。とりわけ、介護負担が女性に偏在している現状を踏まえ、男性の介護参加を促進する観点から、具体的な体制整備や取組の導入について検討されたい(例:男性向け介護入門講座、介護技術講習など)。 また、相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること。 さらに、介護離職の防止や仕事と介護の両立の推進を図るため、地域包括支援センター等の相談窓口に寄せられたニーズを踏まえ、市内企業に対する介護休業制度や両立支援制度の周知、職場環境の整備促進などについて、人材・働き方政策課等の関係部署と連携した取組を検討する必要がある。
新規 3 (再掲)		長寿はつらつ課、人権・男女共同参画課	育児・介護支援等公的サービスの充実とその情報の提供・また育児・介護支援等公的サービスを提供する事業者の育成・支援	政策方針決定への女性の参画の割合を高めるためには育児・介護支援等の公的サービスを充実させることが必要だが、そのためには(1)サービス自体だけでなく、(2)育児・介護支援等の情報を提供するとともに、(3)サービスを提供する事業者を育成・支援することが不可欠:1-2-①

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
Ⅲ 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 (13) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発				
52	意識啓発の推進	人権・男女共同参画課	(令和6年度から)講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高专・大学でのDV出前講座の開催等により、児童生徒・保護者・教職員に向けた啓発活動などを行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。 (令和7年度から)保育園から高校・大学まで各年代に合わせた健康講座やDV防止講座等の開催により、児童生徒・保護者・教職員に向けて自分を大切にする啓発活動を行います。また、加害者自身に自らの行為をDVと気づいてもらうため、様々な機会を通して働きかけを行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること 高等教育機関やまちなかキャンパス長岡との連携も視野に入れること:新規4も参照のこと
53	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	国際交流課、福祉課、長寿はつらつ課	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること 外国語対応も含め、高等教育機関やまちなかキャンパス長岡との連携を視野に入れること。
54	学校における性暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止	学校教育課	児童生徒に対する性暴力やセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、教職員に対する意識啓発活動に取り組みます。	学校でも保育施設でも、児童・生徒への平等教育とともに、教える側・保育する側の意識改革が求められる。学校や児童クラブでの子ども被害相談を踏まえ、関連付けて教職員に意識啓発を行うこと。
55	相談窓口の周知と情報発信の強化【新規】	人権・男女共同参画課	チラシ・カード・ポスターのほかSNS等を活用し、高齢者や子育て世代、若年世代にも、幅広い年齢層に届くよう各支援機関が連携し、それぞれの特色を生かして広く情報を発信します。 代表的な相談事例や支援内容の紹介、Q&A方式による説明など、相談しやすくなる情報提供を行います。	情報を発信する際にジェンダーの観点から表現等のチェックを行うことがこれまでの主な事業であったが、提言1-1-①a及びbに関わる情報発信方法(SNS等)の新規開発、また各担当部署のSNSやWEBを活用した広報活動への支援を行うことが不可欠。これまでのチェック事業とは別建てで広報手段の開発に関わる別事業を組み立てなおす必要がある。
Ⅲ 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 (14) 相談・保護体制の充実				
56	安全・安心な相談窓口の体制整備	人権・男女共同参画課	相談支援員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の強化や相談員の資質向上を図ります。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
57	児童生徒の被害相談への対応・支援	学校教育課	学校における教職員からの性暴力やセクシュアル・ハラスメント被害が発生した場合には、「子どもサポートコール」「子ども・青少年相談センター」において関係機関と連携して対応を行います。	学校でも保育施設でも、児童・生徒への平等教育とともに、教える側・保育する側の意識改革が求められる。学校等で被害が起きた後に相談窓口で対応するだけでなく、学校・保育施設・学童(児童クラブ)も含めて、平時からの予防(子どもへの啓発と教職員・保育従事者の研修等)を強化できるよう、取組内容と連携体制を見直してほしい。
58	職場におけるハラスメント相談への対応	人権・男女共同参画課	職場におけるセクハラ・パワハラ等の被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
59	相談従事者の研修の充実	人権・男女共同参画課	相談支援員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談支援員に対するケアを図ります。	支援の充実だけではなく、支援する側のスキルアップを図る必要があるので、特に力を入れるべき。研修の成果が実際の事業の実施に際してどのように生かされたのかを検証する必要もある。
60	配偶者暴力相談支援センターの運営	人権・男女共同参画課	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
61	関係機関と連携した相談の実施	国際交流課、長寿はつらつ課、福祉課、こども家庭センター	外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者基幹相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。 また、それぞれの機関で相談に携わる職員がDVや虐待について理解を深めるよう啓発を行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること 外国語対応も含め、高等教育機関やまちなかキャンパス長岡との連携を視野に入れること・新規4も参照のこと
62	こころの悩みに関する相談と啓発の実施【新規】	健康増進課	こころの悩みや不調のある人を対象に相談会を開催します。 また、メンタルヘルスや人間関係等をテーマにした講演会を実施し、こころの健康に関する啓発を行います。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
63	必要な支援につながる働きかけの実施【新規】	人権・男女共同参画課、子ども政策課	支援が必要な状況にあるにも関わらず、相談窓口へ行くことができずに支援を受けられていない方に対して、子育ての駅をはじめ他の関係機関と連携して相談支援へつながるための働きかけを行います。	当該事業の参加者に対して、相談できる窓口があることだけでなく、市施策も合わせて周知すること。
Ⅲ 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 (15) 自立のための支援の充実				
64	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金(←旧27)	生活支援課	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため。受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金支給事業を行います。	重要な経済支援の一つであるため、今後も継続的に実施されたい。
65	母子・父子自立支援プログラム策定事業(←旧28)	生活支援課	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	相談窓口やウィルながおかについての情報提供と組み合わせる必要がある
66	DV被害者の心身の健康回復支援	人権・男女共同参画課	DV被害者やその子どもの心身の健康を回復するため、DV被害者支援を行うNPOと連携し、カウンセリングや母子同時並行プログラムを実施します。	成果をフィードバックさせて、次の事業・次の支援策に結び付ける仕組みを作る必要がある
67	自立へ向けた生活再建への支援【新規】	人権・男女共同参画課	困難な問題により心身ともに疲弊した方に対して、回復を図りながら安心して過ごせる場所を提供し、自立した生活を送るための様々な支援や、就労・住居探しなどの同行支援等、中・長期での伴走型支援を行います。	経済的支援や相談事業につなげるような仕組みが必要
68	不安を抱える女性の居場所づくり【新規】	人権・男女共同参画課、健康増進課	困難な問題を抱えている方や、孤独・孤立を感じている方々が集まることができる場を設け、参加者同士の交流を通じて、生きがいづくりや心の回復を図ります。	高齢者福祉と困難な問題を抱える女性への支援をリンクさせること・経済的支援も含めた支援事業を相談事業とリンクさせること
Ⅲ 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 (16) 関係機関や民間支援団体との連携強化				
69	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	人権・男女共同参画課	DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワーク連絡会議での連携を強化し、周辺自治体を含む関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。 また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。	共有した情報を次の事業展開にどのようにフィードバックするのかが問題です。 また、事業69と71を統合するのであれば、内容としてはNo.69 を、7年度以降の計画としてはより具体的な記述になっているNo.71 の「7年度計画」の記述を参考にして統合するとよいのではないかと考えます。

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
70	DV防止計画推進のための体制づくり	人権・男女共同参画課	庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	共有した情報を次の事業展開にどのようにフィードバックするのか画問題
71	支援調整会議による連携体制の強化【新規】	人権・男女共同参画課	多様化、複合化する女性が抱える課題に対して適切な支援を行うため、市町村、関係機関、民間団体が参加する支援調整会議を開催し、連携体制を構築します。	
Ⅲ 男女の人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 (17) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備				
72	生活困窮者自立相談支援事業【女性活躍】(←旧29)	生活支援課	自立相談支援機関において、多様な問題を抱える生活困窮者に対し、課題の把握と相談援助を行い、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を図ります。	経済的な支援も視野に入れる必要がある
73	生活困窮者学習支援事業【女性活躍】(←旧30)	生活支援課	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習の機会を提供し、貧困連鎖の防止を図ります。	相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
74	一時生活支援事業【新規】	生活支援課	住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間内、衣食住を提供することにより、自立相談支援事業と一体で自立を支援します。	経済的支援も視野に入れる必要がある。
Ⅳ 男女共同参画の推進体制を充実する (18) 庁内推進体制の充実				
75	男女共同参画審議会開催	人権・男女共同参画課	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
76	男女共同参画施策に対する苦情への対応	人権・男女共同参画課	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
77	基本計画の進捗管理と公表	人権・男女共同参画課	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
78	男女共同参画に関する調査・研究	人権・男女共同参画課	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
79	男女共同参画政策推進会議開催	人権・男女共同参画課	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、政策推進会議を開催します。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。

事業No	事業	推進課	内容	見直し点
80	市職員への研修などの実施	人権・男女共同参画課、人事課	市職員を対象に、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
81	支所との連携の充実	人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。
IV 男女共同参画の推進体制を充実する (19) 市民との連携・協働				
82	ウィルながおかの充実	人権・男女共同参画課	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	人権・男女共同参画課は、共同参画を中心とする子ども・学童・介護・困難を抱えた人々への支援策、相談事業を担う各担当部署にとっては、ハブとなるべき部署であるので、各担当部署からの情報を適宜フィードバックして全体の連携を調整する役割がある。この役割を強化すること。 相談会やイベント、講座を通して上がってくる様々な情報を次の企画や政策に反映させる仕組みを作ること
IV 男女共同参画の推進体制を充実する (20) 国・県などとの連携・協働				
83	国・県および周辺市町村などとの連携	人権・男女共同参画課	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、第3次基本計画を推進します。	「連携」の意味は、単に人権・男女共同参画課の職員が国や新潟県及び周辺市町村などと連携が取れているかどうかではなく、この連携をもとに何をするかということです。「連携しています」ではなくて「連携して具体的には何をするのか」です。それがこの計画からは見えてきません。事業を遂行するために連携が必要だから連携します、というだけではなく、事業推進のために市内外の諸機関をどのようにつなげていき、そこから得られる知見(外国語対応等は一例です)をもとに、今明らかになっている長岡市の男女共同参画の問題(例えば今回の市民意識調査で明らかになったような)に対応していくことが重要です。